

ひとり親家庭等医療費助成 (マル親医療証) に関する大切なお知らせ

★ 所得制限限度額の引上げ

令和7年1月1日からひとり親家庭等医療費助成の所得制限限度額を表のとおり引き上げます。

扶養する 児童等の 数	所得制限限度額 (円) (受給者本人)			
	収入ベース		所得ベース	
	これまで	R7.1月から	これまで	R7.1月から
0	3,114,000	3,343,000	1,920,000	2,080,000
1人	3,650,000	3,850,000	2,300,000	2,460,000
2人	4,125,000	4,325,000	2,680,000	2,840,000
3人	4,600,000	4,800,000	3,060,000	3,220,000
4人	5,075,000	5,275,000	3,440,000	3,600,000
5人	5,550,000	5,750,000	3,820,000	3,980,000

※収入額は給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額

(お問い合わせ先)

☆新宿区子ども家庭部子ども家庭課育成支援係

新宿区歌舞伎町1-4-1 区役所本庁舎2階16番窓口

TEL 03-5273-4558

FAX 03-3209-1145

ひとり親家庭等医療費助成制度
の詳細は二次元コードより区
ホームページをご確認ください。

